

浜岡原子力発電所1, 2号機 定期検査申請書の内容変更について

平成 20 年 12 月 24 日

浜岡原子力発電所1, 2号機の運転終了の決定に伴い、現在実施中の同号機の定期検査(※1)に関する申請書について、同号機の廃止日(※2)をもって、当該定期検査を中断するとの内容に変更することとしました。

このため、電気事業法施行規則第93条第3項の規定(※3)に基づき、本日、経済産業大臣に定期検査申請内容の変更を説明した書類を提出しました。

なお、1, 2号機については、電気事業法の定期検査の規定の適用がなくなりますが、今後は、原子炉等規制法(※4)に切り替わり、同法に基づく施設定期検査を、1年に1回受検していくこととなります。

- ※1 電気事業法第54条に基づき、電気事業者は、国の定期検査を受けなければならないとされています。
- ※2 平成20年12月22日、電気事業法第9条第1項の規定に基づき、電気工作物変更届出書で届け出た1, 2号機の廃止日(平成21年1月30日)です。
- ※3 定期検査を受検する者は、電気事業法施行規則第93条第1項の規定に基づき定期検査の申請を行うこととなり、1, 2号機については申請済みとなっています。今回は、同条第3項の定期検査申請書の内容に変更があった場合に該当し、その変更の内容を説明する書類を提出するものです。
- ※4 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といいます。実用発電用原子炉では、原子炉等規制法第29条(施設定期検査)の規定は、同法第73条(適用除外)によって、その適用が除外され、電気事業法の規制に委ねられています。1, 2号機は、電気工作物変更届出書で届け出た廃止日以降、原子炉等規制法第73条の規定が適用されなくなり、原子炉等規制法第29条の規定が適用されることとなります。

以 上